

第5回宮津市宿泊税検討委員会の開催に当たって（第4回以降の宿泊事業者への個別訪問・説明の実施状況など）

第4回までの概要等

【新たに観光財源が必要な理由(検討目的)】

- ◆将来にわたり「選ばれる観光地」であり続けるため
※「天橋立があるだけ」では選ばれない
(300万人超の来訪者のうち8割近くが日帰り客)
※観光の「質(宿泊・滞在)」を高める必要がある
- ◆観光と市民生活が調和したまちづくりを進めるため
※交通渋滞、公共交通の混雑、ゴミ処理量の増加
など、市民の暮らしへの様々な影響も出ている

【新観光財源により実施する必要な取組】

- ◆「天橋立」プラスワン(地域の魅力を面で広げる)
- ◆「日帰り」から「宿泊」への転換
- ◆ターゲット型プロモーションへの転換
- ◆市民生活との調和(観光客の受入環境の整備)
- ◆ゴミ処理や景観維持の強化
- ◆路線バス等の混雑緩和を図り、観光客も市民も
快適に移動できる環境の整備

【新観光財源の負担のあり方】

- ◆地方税・法定外目的税としての「宿泊税」
- ◆宿泊施設(民泊施設を含む)への宿泊行為に対して
- ◆1人1泊につき200円(一律定額制)
- ◆免税点を設けるべきか(一律で徴収するべきか)
- ◆独自の課税免除は設けない
- ◆宿泊事業者等が宿泊者から徴収し、申告納付する
- ◆特別徴収交付金制度を設けて、導入初期にも支援

宿泊事業者への個別訪問・説明の実施（令和8年2月～6月、説明希望のあった32事業者を訪問し説明の上で意見をいただく）

主な意見

- ◆宿泊客が不便に感じている部分の解消をされたい
・公共交通機関の充実 ・飲食店等の増加・魅力向上 など
- ◆宿泊客の満足度向上・観光地として存続できる環境づくりを進めてほしい
・夜のにぎわいづくり ・人材育成・確保への支援 など
- ◆天橋立以外の周辺地域に恩恵が実感できるような具体的な取組を提示されたい
- ◆宿泊税だけでなく、駐車場、飲食、土産物購入などにも課税し、オール宮津で
取り組むべき
- ◆「何のために導入するのか」「何に使っているのか」を明確にしたリーフレット
を作成されたい

- ◆宿泊税を導入したとしても負担感を感じないと思うので、宿泊地の選択の妨げには
ならない
- ◆来訪者、特に宿泊者はゴミの排出が多いことから「宿泊税」の導入は当然である
- ◆家族での宿泊の場合、人数分宿泊税がかかるのでその影響がどの程度でなのか心配
- ◆宿泊税を導入するなら、できるだけわかりやすいよう定額にされたい
免税点の設定については、設ける：19%、設けない：25%、どちらでもない：56%
- ◆宿泊税を導入するとなると、申告納付に負担を感じるので、申告納付を電子化する
など、手間が増えないような仕組みにされたい

『第2期観光戦略』を踏まえた新観光財源の使途(明確化)に当たって

【『第2期観光戦略』と新観光財源により実施していくべきこと】

- ◆第2期観光戦略(2026年度～2030年度)ビジョン＜理想の未来像＞
「地域と共生し地域に貢献する住む人も訪れる人も満足度の高いまち」
- ①「量」から「質」への転換(稼ぐターゲティング・マーケティングの質的転換)
⇒効果的に稼げる「質」への転換推進につながる「プロモーションの強化」
- ②「日帰り」から「宿泊」へ(「稼ぐエンジン(コンテンツ)」の造成強化)
⇒地域の魅力を面で広げ宿泊への誘導促進につながる「サービス向上・消費拡大」
- ③観光基盤の強化(持続可能な観光経営を支える「稼ぐインフラ」の整備)
⇒市民生活との調和にもつながる「受入環境の整備、観光施策推進体制等の強化」

新観光財源としての「宿泊税」の導入検討を深めるに当たって

【「宿泊税」について】

- ◆一定の財源規模を確保し、観光
による受益者を幅広く設定で
きる…地方税
- ◆「観光振興の財源」という使途
を明確にできる(納税義務者にも
理解しやすい)…目的税
- ◆課税対象の捕捉のしやすさ、収
入規模の確保の可能性…宿泊税
⇒「地方税・法定外目的税」とし
ての「宿泊税」導入についての
確認

【「宿泊税」の負担のあり方】

- ⇒宿泊施設(民泊施設を含む)への宿泊行為
に対して
- ⇒1人1泊につき200円(一律定額制)で
- ⇒免税点を設けるべきか(一律で徴収する
べきか)
- ⇒独自の課税免除は設けない
- ⇒特別徴収として、特別徴収交付金制度を
設け宿泊事業者の負担を考慮(導入初期
にも支援)
- これらについて確認

第5回における確認事項